

令和３年かすみがうら市議会第２回定例会
市長提出議案集

令和３年６月１日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 2 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について	1～2
2.	報告第 3 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	3～4
3.	報告第 4 号	令和 2 年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書について	5～6
4.	報告第 5 号	令和 2 年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について	7～8
5.	報告第 6 号	令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について	9～10
6.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例〉	11～24
7.	承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 4 号）〉	25～28
8.	承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）〉	29～38
9.	承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）〉	39～48

10. 議案第 34 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）		（別冊）
11. 議案第 35 号	千代田地区学校統合及び市立小中学校一貫教育完全実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		49～54
12. 議案第 36 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）		（別冊）
13. 議案第 37 号	公用車による事故の損害賠償額及び和解について		55～56
14. 議案第 38 号	市道路線の認定について		57～59

（参考資料）

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表		60～92
・ かすみがうら市税条例等 新旧対照表		（60～82）
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 1 条関係)		（60～79）
かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第 2 条関係)		（79～82）
・ 千代田地区学校統合及び市立小中学校一貫教育完全実施に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表		（82～92）
かすみがうら市情報公開条例 新旧対照表(第 1 条関係)		（82）
かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表(第 2 条関係)		（82～83）
かすみがうら市学校設置条例 新旧対照表(第 3 条関係)		（83）

かすみがうら市学区審議会条例 新旧対照表(第 4 条関係)

………… (84)

かすみがうら市千代田 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例 新旧対
照表(第 5 条関係) …………… (84～85)

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例 新旧対照表
(第 6 条関係) …………… (85)

かすみがうら市放課後児童クラブ条例 新旧対照表(第 7 条関係)

………… (85～86)

かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第 8 条関係)

………… (86)

かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第 9 条関係)

………… (86～87)

かすみがうら市暴力団排除条例 新旧対照表(第 10 条関係)

………… (87)

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例 新旧対照表(第 11 条関係) …………… (87～89)

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例 新旧対照表(第 12 条関係) …………… (89～90)

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第
13 条関係) …………… (90)

かすみがうら市いじめ防止等に関する条例 新旧対照表(第 14 条関係)

………… (90)

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第 15 条
関係) …………… (90～91)

かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第 16 条関
係) …………… (91)

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(第 17 条関係)

…………… (91～92)

報告第 2 号

令和 2 年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により、令和 2 年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和２年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和２年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金 (一般財源)	特定財源		
											国 県 支出金	地方債	その他
１０ 教育費	２ 小学校費	千代田中学校区統合小学校環境整備事業（政策）	2,469,170,000	987,669,000	0	987,669,000	859,490,000	128,179,000	128,179,000	104,779,000	0	23,400,000	0
合 計			2,469,170,000	987,669,000	0	987,669,000	859,490,000	128,179,000	128,179,000	104,779,000	0	23,400,000	0

報告第3号

令和2年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書に
ついて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、
令和2年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとお
り報告する。

令和3年6月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和２年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	公有財産調整事業（政策）	10,263,000	10,263,000					10,263,000
4 衛生費	1 保健衛生費	火葬場運営事業	32,916,000	32,916,000				31,200,000	1,716,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	267,019,000	256,137,915		256,137,915			0
7 商工費	1 商工費	歩崎公園管理運営事業（政策）	45,000,000	45,000,000		20,250,000		24,700,000	50,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理事業（政策）	124,000,000	124,000,000		68,153,525		47,400,000	8,446,475
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業（政策）	86,940,000	86,903,900		13,750,000		11,200,000	61,953,900
合 計			566,138,000	555,220,815		358,291,440		114,500,000	82,429,375

報告第4号

令和2年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和2年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和2年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	目	事業名	継続費 の総額	令和2年度継続費予算現額			支払義務 発 生 額	残額	翌年度通次 繰 越 額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳		翌年度通次 繰越額に係 る繰越を要 するたな卸 資産の購入 限度額
					予算計上額	前年度通次 繰 越 額	計				企業債	損益勘定 留保資金	
資本的 支 出	建 設 改良費	浄水場 施設費	下稲吉第2 浄水場 動力設備更新工事	円 249,513,000	円 99,806,000	円 0	円 99,806,000	円 0	円 99,806,000	円 99,806,000	円 99,806,000	円 0	円 0

報告第5号

令和2年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和2年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							企業債	当年度損益勘 定留保資金			
資本的 支 出	建 設 改良費	配水施設 工 事 費	配水管新設 工 事	円 5,300,000	円 0	円 5,300,000	円 0	円 5,300,000	円 0	円 0	神立駅西口地区土地区画 整理事業公共施設整備工 事（第7工区）の工期延 長に伴う繰越

報告第 6 号

令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和2年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							国 県 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
資本的 支 出	建 設 改良費	公 共 下 水 道 整備事業	ストックマ ネジメント 計 画 点 検 調 査	円 8,700,000	円 0	円 8,700,000	円 4,350,000	円 0	円 4,350,000	円 0	円 0	国の第3次補正予算に よりストックマネジメ ント計画策定に伴う点 検調査を前倒しで実施 することによる。
資本的 支 出	建 設 改良費	流 域 下 水 道 建 設 負 担 金	流 域 下 水 道 建 設 負 担 金	円 26,326,000	円 0	円 26,326,000	円 0	円 25,600,000	円 726,000	円 0	円 0	国の第3次補正予算に より県流域下水道事務 所の施設更新工事を前 倒しで実施することによ る。

承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和3年6月1日

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和３年３月３１日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）が、令和３年３月３１日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例等の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年３月３１日

かすみがうら市長

令和３年かすみがうら市条例第２０号

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第１条 かすみがうら市税条例（平成１７年かすみがうら市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項中「及び扶養親族」の次に「(年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第３４条の７第１項各号列記以外の部分中「特別控除対象寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「第３１４条の３」を「第３４条の３」に改め、同項第１号ロ及びハ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ニ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ホ及びヘ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ト中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号チ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ヌ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第３６条の３の２第４項中「所得税法第１９８条第２項に規定する納税地の

所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第3条の2に次の1項を加える。

3 同条の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第11項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の2第14項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める。

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年

の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

（2） 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

（3） 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

（4） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災

災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年

度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第１５条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の２の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１６条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３

月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の 3 項を加える。

6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（令和2年かすみがうら市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、かすみがうら市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中かすみがうら市税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中かすみがうら市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中かすみがうら市税条例附則第10条の2第14項の改正規定並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中かすみがうら市税条例附則第10条の2第13項を同条第12項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第13項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のかすみがうら市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前のかすみがうら市税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 前条第2号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小

事業者等」という。) が取得 (同条第 4 1 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。) をした同条第 4 1 項に規定する機械装置等 (以下この項において「機械装置等」という。) (中小事業者等が、同条第 4 1 項に規定するリース取引 (以下この項において「リース取引」という。) に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 4 1 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 2 6 号) の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間 (以下この項において「適用期間」という。) 内に旧法附則第 6 4 条に規定する中小事業者等 (以下この項において「中小事業者等」という。) が取得 (同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。) をした同条に規定する家屋及び構築物 (中小事業者等が、同条に規定するリース取引 (以下この項において「リース取引」という。) に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第 1 0 条の 2 第 2 6 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 6 4 条に規定する中小事業者等 (以下この項において「中小事業者等」という。) が取得 (同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。) をした同条に規定する特例対象資産 (以下この項において「特例対象資産」という。) (中小事業者等が、同条に規定するリース取引 (以下この項において「リース取引」という。) に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属

設備にあっては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第２６号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和３年４月１日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日（当該施行の日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和３年４月１日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第１０条の２第２６項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条第２項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）第３８条第２項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 4 号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 4 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 3 年 6 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）
別紙のとおり

理 由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、引き続き令和3年度においても実施する必要があるため、補正予算（第10号）及び補正予算（第12号）により繰越明許費を設定したところであるが、補正予算（第12号）で設定した金額について、補正予算（第10号）で設定した金額が加算されていなかったことから、所要額を次年度に繰り越すにあたって早急な予算措置をするため令和2年度一般会計補正予算（第14号）により補正を行う。

令和２年度かすみがうら市一般会計補正予算（第１４号）

令和２年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第１４号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条 繰越明許費の変更は、「第１表 繰越明許費補正」による。

令和３年３月３１日 専決処分

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 繰越明許費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	215,472	267,019

承認第 5 号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 3 年 6 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和3年4月15日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
別紙のとおり

理 由

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するにあたって、早急な予算措置をするため令和3年度一般会計補正予算（第1号）により補正を行う。

令和３年度かすみがうら市一般会計補正予算（第１号）

令和３年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２６，７６３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９，３８６，７６３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和３年４月１５日 専決処分

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		2,633,219	26,763	2,659,982
	2 国 庫 補 助 金	648,292	26,763	675,055
歳 入 合 計		19,360,000	26,763	19,386,763

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費			6,357,839	26,763	6,384,602
	2 児 童 福 祉 費		2,686,757	26,763	2,713,520
歳 出 合 計			19,360,000	26,763	19,386,763

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,308,625	0	5,308,625
2 地 方 譲 与 税	220,706	0	220,706
3 利 子 割 交 付 金	3,710	0	3,710
4 配 当 割 交 付 金	20,712	0	20,712
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,735	0	21,735
6 法 人 事 業 税 交 付 金	39,200	0	39,200
7 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	0	875,945
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,681	0	20,681
10 地 方 特 例 交 付 金	41,900	0	41,900
11 地 方 交 付 税	3,750,000	0	3,750,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,480	0	6,480
13 分 担 金 及 び 負 担 金	83,963	0	83,963
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,232	0	49,232
15 国 庫 支 出 金	2,633,219	26,763	2,659,982
16 県 支 出 金	1,516,454	0	1,516,454
17 財 産 収 入	15,546	0	15,546
18 寄 附 金	29,904	0	29,904
19 繰 入 金	1,006,342	0	1,006,342
20 繰 越 金	220,000	0	220,000
21 諸 収 入	402,246	0	402,246

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,988,400	0	2,988,400
歳 入 合 計	19,360,000	26,763	19,386,763

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,028	0	143,028				
2 総 務 費	2,018,326	0	2,018,326				
3 民 生 費	6,357,839	26,763	6,384,602	26,763			
4 衛 生 費	1,836,421	0	1,836,421				
5 労 働 費	54,172	0	54,172				
6 農 林 水 産 業 費	833,367	0	833,367				
7 商 工 費	513,450	0	513,450				
8 土 木 費	1,522,945	0	1,522,945				
9 消 防 費	879,734	0	879,734				
10 教 育 費	3,122,295	0	3,122,295				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,028,421	0	2,028,421				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,360,000	26,763	19,386,763	26,763			

2歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2民生費国庫補助金	140,144	26,763	166,907	2 児童福祉費補助金	26,763	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費補助金 25,200 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金 1,563
計	648,292	26,763	675,055			

3 歳 出
(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 児童措置費	755,694	26,763	782,457	26,763				10 需用費	70	02 児童扶養手当支給事業 10 消耗品費 10 印刷製本費 11 通信運搬費 11 手数料 12 児童扶養手当システム改修委託 18 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	26,763 28 42 37 48 1,408 25,200
								11 役務費	85		
								12 委託料	1,408		
								18 負担金、補助及び交付金	25,200		
計	2,686,757	26,763	2,713,520	26,763							

承認第 6 号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 3 年 6 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和3年4月23日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
別紙のとおり

理 由

令和3年4月19日において、直近1週間の人口1万人あたりの新規陽性者数が1.5人を超えとして茨城県から感染拡大市町村に指定されたため、さらなる感染拡大の防止を図るにあたり、緊急に手配する物品があることなどから、早急な予算措置をするため令和3年度一般会計補正予算（第2号）により補正を行う。

令和３年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）

令和３年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，０６１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９，３９０，８２４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和３年４月２３日 専決処分

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		2,659,982	4,061	2,664,043
	2 国 庫 補 助 金	675,055	4,061	679,116
歳 入 合 計		19,386,763	4,061	19,390,824

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費			1, 836, 421	4, 061	1, 840, 482
	1 保 健 衛 生 費		1, 836, 421	4, 061	1, 840, 482
歳 出 合 計			19, 386, 763	4, 061	19, 390, 824

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,308,625	0	5,308,625
2 地 方 譲 与 税	220,706	0	220,706
3 利 子 割 交 付 金	3,710	0	3,710
4 配 当 割 交 付 金	20,712	0	20,712
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,735	0	21,735
6 法 人 事 業 税 交 付 金	39,200	0	39,200
7 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	0	875,945
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,681	0	20,681
10 地 方 特 例 交 付 金	41,900	0	41,900
11 地 方 交 付 税	3,750,000	0	3,750,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,480	0	6,480
13 分 担 金 及 び 負 担 金	83,963	0	83,963
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,232	0	49,232
15 国 庫 支 出 金	2,659,982	4,061	2,664,043
16 県 支 出 金	1,516,454	0	1,516,454
17 財 産 収 入	15,546	0	15,546
18 寄 附 金	29,904	0	29,904
19 繰 入 金	1,006,342	0	1,006,342
20 繰 越 金	220,000	0	220,000
21 諸 収 入	402,246	0	402,246

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,988,400	0	2,988,400
歳 入 合 計	19,386,763	4,061	19,390,824

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,028	0	143,028				
2 総 務 費	2,018,326	0	2,018,326				
3 民 生 費	6,384,602	0	6,384,602				
4 衛 生 費	1,836,421	4,061	1,840,482	4,061			
5 労 働 費	54,172	0	54,172				
6 農 林 水 産 業 費	833,367	0	833,367				
7 商 工 費	513,450	0	513,450				
8 土 木 費	1,522,945	0	1,522,945				
9 消 防 費	879,734	0	879,734				
10 教 育 費	3,122,295	0	3,122,295				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,028,421	0	2,028,421				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,386,763	4,061	19,390,824	4,061			

2歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1総務費国庫補助金	117,272	4,061	121,333	1 総務費補助金	4,061	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	675,055	4,061	679,116			

3 歳 出				(項) 1 保健衛生費							(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
1保健衛生 総 務 費	418,949	4,061	423,010	4,061				10 需用費	3,154	16 感染症対策事業 10 消耗品費 12 新型コロナウイルス感染症 自宅療養者支援委託 17 電解水自動噴霧器	4,061 3,154 500 407	
								12 委託料	500			
								17 備 品 購入費	407			
計	1,836,421	4,061	1,840,482	4,061								

議案第 35 号

千代田地区学校統合及び市立小中学校一貫教育完全実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

千代田地区学校統合及び市立小中学校一貫教育完全実施に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

千代田地区学校統合及び市立小中学校一貫教育完全実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市情報公開条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(かすみがうら市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市個人情報保護条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(かすみがうら市学校設置条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市学校設置条例（平成17年かすみがうら市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加える。

別表かすみがうら市立志筑小学校の項からかすみがうら市立上佐谷小学校の項まで及びかすみがうら市立千代田中学校の項を削り、同表に次のように加える。

かすみがうら市立千代田義務教育学校	かすみがうら市上佐谷990番地
-------------------	-----------------

（かすみがうら市学区審議会条例の一部改正）

第4条 かすみがうら市学区審議会条例（平成17年かすみがうら市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小中学校」を「立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の」に、「適正」を「適正化」に改める。

第2条中「、「教育委員会」」を「「教育委員会」」に、「かすみがうら市立小中学校」を「小中学校等」に改める。

第3条第1号中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

（かすみがうら市千代田B＆G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 かすみがうら市千代田B＆G海洋センター設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表プールの部小学生・中学生の項中「小学生・中学生」を「義務教育課程にある者」に改める。

（かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表備考の欄中「中学生」を「義務教育課程修了」に改める。

（かすみがうら市放課後児童クラブ条例の一部改正）

第7条 かすみがうら市放課後児童クラブ条例（平成19年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校」の次に「又は義務教育学校前期課程に在学する」を加える。

第4条中「小学校」の次に「又は義務教育学校前期課程」を加える。

（かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例（平成19年かすみがうら市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表小学生・中学生の項中「小学生・中学生」を「義務教育課程にある者」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 未就学児は無料とする。

（かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例（平成21年かすみがうら市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表使用区分の欄中「中学生以下」を「義務教育課程修了前」に改める。

（かすみがうら市暴力団排除条例の一部改正）

第10条 かすみがうら市暴力団排除条例（平成23年かすみがうら市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「中学校」の次に「及び義務教育学校後期課程」を加える。

(かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 11 条 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「小学校」を「小学校等（小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部をいう。第 11 条及び第 27 条第 3 項において同じ。）」に改める。

第 11 条及び第 27 条第 3 項中「小学校」を「小学校等」に改める。

(かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 12 条 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「小学校に就学」を「小学校又は義務教育学校前期課程に在学」に改める。

第 18 条中「小学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

第 20 条中「小学校等関係機関」を「小学校等の関係機関」に改める。

(かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 13 条 かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例（平成 27 年かすみがうら市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2号中「小学生以下」を「小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部課程修了前」に改める。

(かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の一部改正)

第14条 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例（平成27年かすみがうら市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表小学生・中学生の項中「小学生・中学生」を「義務教育課程にある者」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 未就学児は無料とする。

(かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「千代田中地区公民館長及び千代田中地区公民館」を「千代田公民館に勤務する」に改める。

(かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正)

第17条 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号エ中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同項第2号イ中「又は高等学校」を「、義務教育学校、高等学校、中等教育学

校又は特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 37 号

公用車による事故の損害賠償額及び和解について

公用車による事故の損害賠償額及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- 1 事故発生日時 令和 2 年 3 月 16 日（月）午後 3 時 58 分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市深谷 3467 付近交差点
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(名称) [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の概要 深谷地内の市道から国道 354 号線に左折進出する際、一時停止線で完全には止まらなかったため、市道へ右折進入してきた相手車と接触した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 70%
相手方 30%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 1,616,650 円
相手方 93,000 円
をそれぞれに支払う。

- (3) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

議案第 38 号

市道路線の認定について

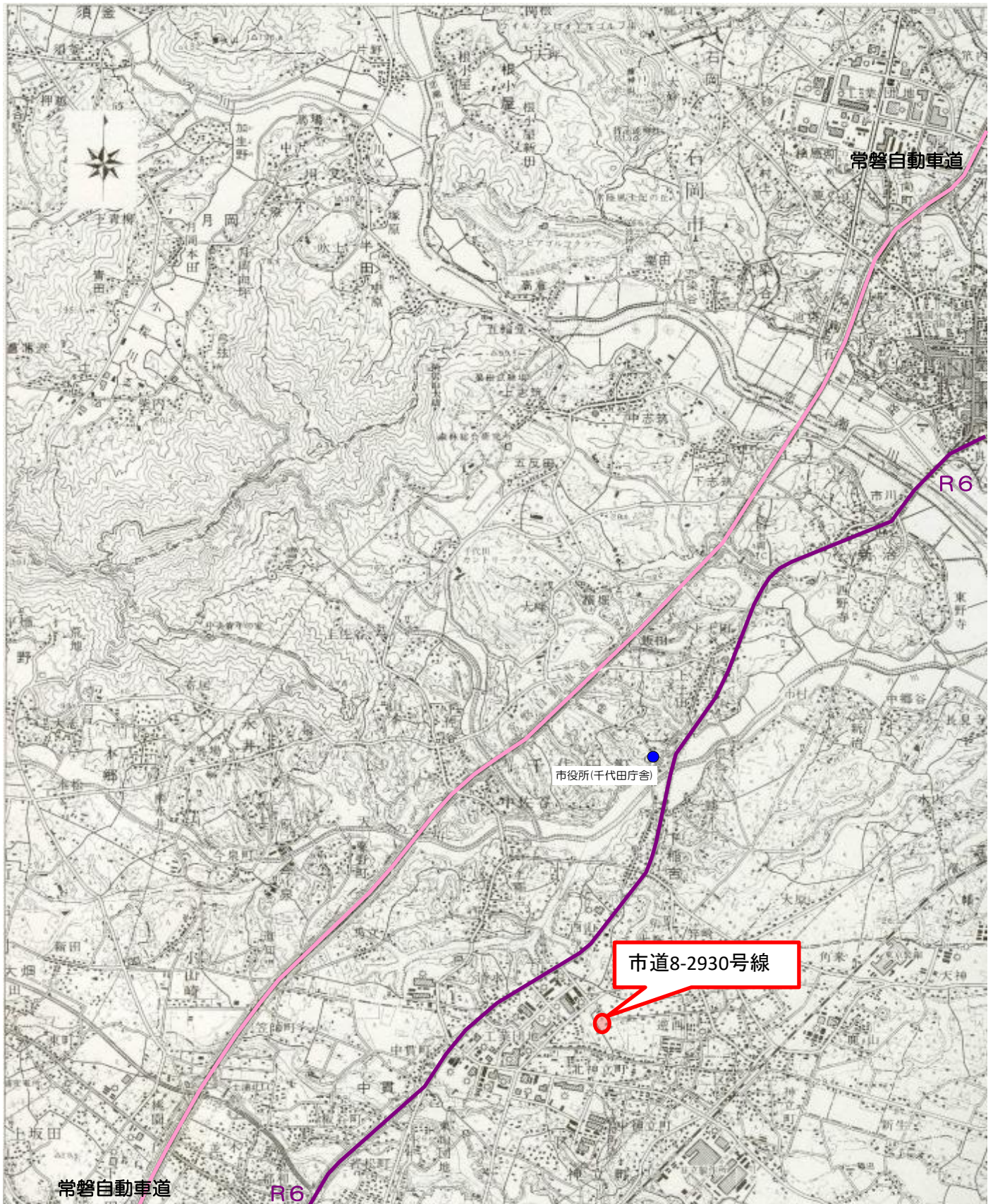
市道に認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

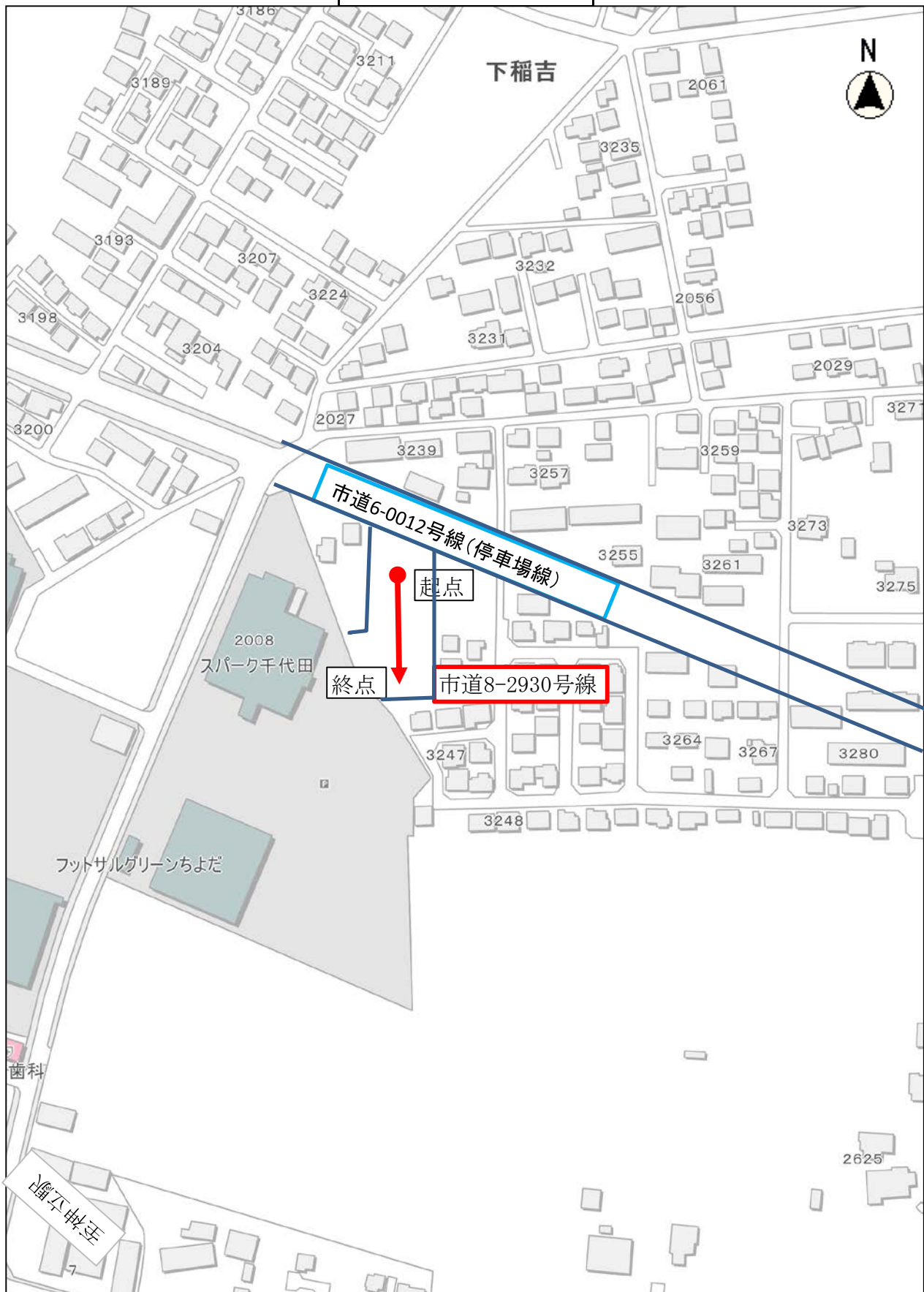
かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2930	下稲吉字逆西 3238 番 26	下稲吉字逆西 3238 番 20	6.00～9.00	67.70

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u> の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(市内に事務所を有し、かつ、規則の定めるところにより市長に届出をしたものに対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する <u>特別控除対象寄附金</u> を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の <u>第314条の3</u> 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(市内に事務所を有し、かつ、規則の定めるところにより市長に届出をしたものに対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する <u>特例控除対象寄附金</u> を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の <u>第34条の3</u> 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当

する金額とする。 (1) 次に掲げる 寄附金又は金銭 イ (略) ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する 寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する 寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する 寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの を除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する 寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ヘ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する 寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連する	する金額とする。 (1) 次に掲げる 寄附金又は金銭 イ (略) ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する 寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する 寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する 寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの <u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する 寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ヘ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する 寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかな</u>
---	---

ものに限る。) ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>を除く</u>。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) リ (略) ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。) ル (略) 2 (略)	<u>なものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) リ (略) ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなもの</u>及び次号に掲げる寄附金を除く。) ル (略) 2 (略)
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2及び3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2及び3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を

磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。 5 (略)	電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。 5 (略)
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2及び3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2及び3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること

とができる。	とができる。
5 (略)	5 (略)
(特別徴収税額) 第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で、既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済の他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額 (2) (略)	(特別徴収税額) 第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で、既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済の他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額 (2) (略)
(退職所得申告書) 第53条の9 (略) 2 (略)	(退職所得申告書) 第53条の9 (略) 2 (略) 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、<u>退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職

	<u>所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u>
(環境性能割の税率) 第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) (略)	(環境性能割の税率) 第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項<u>又は第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項<u>又は第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) (略)
附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 (略) 2 (略)	附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 (略) 2 (略) <u>3 同条の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u>
(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下であ	(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族<u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配

る者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。	偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。
2及び3 (略)	2及び3 (略)
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から 令和4年度 までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から 令和9年度 までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2及び3 (略)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2及び3 (略)
4 法 附則第15条第30項第1号イ に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	4 法 附則第15条第27項第1号イ に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
5 法 附則第15条第30項第1号ロ に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法 附則第15条第27項第1号ロ に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法 附則第15条第30項第2号イ に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	6 法 附則第15条第27項第2号イ に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
7 法 附則第15条第30項第2号ロ に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法 附則第15条第27項第2号ロ に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法 附則第15条第30項第2号ハ に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法 附則第15条第27項第2号ハ に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法 附則第15条第30項第3号ハ に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	9 法 附則第15条第27項第3号ハ に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
10 法 附則第15条第38項 に規定する条例で定	10 法 附則第15条第34項 に規定する条例で定

める割合は、2分の1とする。 11 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 12 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する条例で定める割合は<u>生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第14項において同じ。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等</u>にあつては0とする。 13 法<u>附則第15条第47項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 14 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する<u>同条</u>に規定する<u>家屋及び構築物</u>にあつては0とする。	める割合は、2分の1とする。 11 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 12 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 13 法<u>附則第15条第46項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 14 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（<u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する<u>法附則第64条</u>に規定する<u>特例対象資産</u>にあつては0とする。 <u>（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）第10条の4 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に</u>
---	---

あつては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項にお

	いて「<u>特定被災共用土地納税義務者</u>」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> (3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> (4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u> (5) <u>法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u> 4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u>
(土地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)	(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条（略）	第11条（略）
（ <u>令和元年度又は令和2年度</u> における土地の価格の特例）	（ <u>令和4年度又は令和5年度</u> における土地の価格の特例）
第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、 <u>令和元年度分又は令和2年度分</u> の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、 <u>令和4年度分又は令和5年度分</u> の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2 法附則第17条の2第2項に規定する <u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u> であって、 <u>令和2年度分</u> の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	2 法附則第17条の2第2項に規定する <u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u> であって、 <u>令和5年度分</u> の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
（宅地等に対して課する <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の固定資産税の特例）
第12条 宅地等に係る <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅	第12条 宅地等に係る <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地

地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等にかかりうる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等にかかりうる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。	ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。																				
(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table border="1"> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </table> (特別土地保有税の課税の特例)	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table border="1"> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </table> (特別土地保有税の課税の特例)	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～6 (略)	第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～6 (略)
(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15	(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項<u>又は第5項</u>において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年12月31日</u>までの間

条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。												
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 (略) 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 3及び4 (略)	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 (略) 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 3及び4 (略)												
(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア (イ)</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>第2号ア</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr></table>	第2号ア (イ)	3,900円	4,600円	第2号ア	6,900円	8,200円	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア (イ)</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>第2号ア</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr></table>	第2号ア (イ)	3,900円	4,600円	第2号ア	6,900円	8,200円
第2号ア (イ)	3,900円	4,600円											
第2号ア	6,900円	8,200円											
第2号ア (イ)	3,900円	4,600円											
第2号ア	6,900円	8,200円											

(ウ)①	10,800円	12,900円
第2号ア	3,800円	4,500円
(ウ)②	5,000円	6,000円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、**当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り**、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	1,000円
第2号ア (ウ)①	6,900円 10,800円	1,800円 2,700円
第2号ア (ウ)②	3,800円 5,000円	1,000円 1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下**この項及び次項**において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、**当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り**、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

(ウ)①	10,800円	12,900円
第2号ア	3,800円	4,500円
(ウ)②	5,000円	6,000円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	1,000円
第2号ア (ウ)①	6,900円 10,800円	1,800円 2,700円
第2号ア (ウ)②	3,800円 5,000円	1,000円 1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下**この条**において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
第2号ア (ウ)①	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア (ウ)②	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車税のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車

第2号ア (イ)	3,900円	3,000円
第2号ア (ウ)①	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア (ウ)②	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 (略)

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
第2号ア (ウ)①	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア (ウ)②	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車税のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車

第2号ア (イ)	3,900円	3,000円
第2号ア (ウ)①	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア (ウ)②	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 (略)

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>
7	<u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>
8	<u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2及び3 (略)	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2及び3 (略)
(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第22条 (略) 2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3及び4 (略)	(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第22条 (略) 2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3及び4 (略)
(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条 (略)	(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条 (略) 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
第2条 かすみがうら市税条例の一部を次のように改正する。 (中略)	第2条 かすみがうら市税条例の一部を次のように改正する。 (中略)

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「**第321条の8第52項**」に、「同条第42項」を「**同条第52項**」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「**第321条の8第60項**」に、「同条第42項」を「**同条第60項**」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75

条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「**第321条の8第61項**」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「**第321条の8第69項**」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、**「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。**

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

(中略) 附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。	(中略) 附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。 <u>附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</u>
---	--

かすみがうら市情報公開条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 実施機関の職員 前号に規定する実施機関の職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(市立小学校<u>及び中学校</u>の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を含む。)をいう。 (3) 及び(4) (略)	(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 実施機関の職員 前号に規定する実施機関の職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を含む。)をいう。 (3) 及び(4) (略)

かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 実施機関の職員 前号に規定する実施機関の職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(市立小学校<u>及び中学校</u>の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を含む。)をいう。	(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 実施機関の職員 前号に規定する実施機関の職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を含む。)をいう。

(3)～(13) (略)

(3)～(13) (略)

かすみがうら市学校設置条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後																																								
(設置) 第1条 市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条の規定により小学校、中学校(以下「学校」という。)を設置する。	(設置) 第1条 市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条の規定により小学校、中学校 及び義務教育学校 (以下「学校」という。)を設置する。																																								
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校</td><td>かすみがうら市深谷3660番地1</td></tr><tr><td>かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校</td><td>かすみがうら市下軽部1232番地</td></tr><tr><td>かすみがうら市立志筑小学校</td><td>かすみがうら市中志筑2112番地</td></tr><tr><td>かすみがうら市立新治小学校</td><td>かすみがうら市西野寺736番地</td></tr><tr><td>かすみがうら市立七会小学校</td><td>かすみがうら市上稲吉182番地2</td></tr><tr><td>かすみがうら市立上佐谷小学校</td><td>かすみがうら市上佐谷1837番地</td></tr><tr><td>かすみがうら市立下稲吉小学校</td><td>かすみがうら市下稲吉1623番地5</td></tr><tr><td>かすみがうら市立下稲吉東小学校</td><td>かすみがうら市下稲吉2286番地</td></tr><tr><td>かすみがうら市立霞ヶ浦中学校</td><td>かすみがうら市深谷3398番地2</td></tr><tr><td>かすみがうら市立千代田中学校</td><td>かすみがうら市上佐谷990番地</td></tr><tr><td>かすみがうら市立下稲吉中学校</td><td>かすみがうら市下稲吉2273番地2</td></tr></table>	名称	位置	かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校	かすみがうら市深谷3660番地1	かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校	かすみがうら市下軽部1232番地	かすみがうら市立志筑小学校	かすみがうら市中志筑2112番地	かすみがうら市立新治小学校	かすみがうら市西野寺736番地	かすみがうら市立七会小学校	かすみがうら市上稲吉182番地2	かすみがうら市立上佐谷小学校	かすみがうら市上佐谷1837番地	かすみがうら市立下稲吉小学校	かすみがうら市下稲吉1623番地5	かすみがうら市立下稲吉東小学校	かすみがうら市下稲吉2286番地	かすみがうら市立霞ヶ浦中学校	かすみがうら市深谷3398番地2	かすみがうら市立千代田中学校	かすみがうら市上佐谷990番地	かすみがうら市立下稲吉中学校	かすみがうら市下稲吉2273番地2	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校</td><td>かすみがうら市深谷3660番地1</td></tr><tr><td>かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校</td><td>かすみがうら市下軽部1232番地</td></tr><tr><td>かすみがうら市立下稲吉小学校</td><td>かすみがうら市下稲吉1623番地5</td></tr><tr><td>かすみがうら市立下稲吉東小学校</td><td>かすみがうら市下稲吉2286番地</td></tr><tr><td>かすみがうら市立霞ヶ浦中学校</td><td>かすみがうら市深谷3398番地2</td></tr><tr><td>かすみがうら市立下稲吉中学校</td><td>かすみがうら市下稲吉2273番地2</td></tr><tr><td>かすみがうら市立千代田義務教育学校</td><td>かすみがうら市上佐谷990番地</td></tr></table>	名称	位置	かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校	かすみがうら市深谷3660番地1	かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校	かすみがうら市下軽部1232番地	かすみがうら市立下稲吉小学校	かすみがうら市下稲吉1623番地5	かすみがうら市立下稲吉東小学校	かすみがうら市下稲吉2286番地	かすみがうら市立霞ヶ浦中学校	かすみがうら市深谷3398番地2	かすみがうら市立下稲吉中学校	かすみがうら市下稲吉2273番地2	かすみがうら市立千代田義務教育学校	かすみがうら市上佐谷990番地
名称	位置																																								
かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校	かすみがうら市深谷3660番地1																																								
かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校	かすみがうら市下軽部1232番地																																								
かすみがうら市立志筑小学校	かすみがうら市中志筑2112番地																																								
かすみがうら市立新治小学校	かすみがうら市西野寺736番地																																								
かすみがうら市立七会小学校	かすみがうら市上稲吉182番地2																																								
かすみがうら市立上佐谷小学校	かすみがうら市上佐谷1837番地																																								
かすみがうら市立下稲吉小学校	かすみがうら市下稲吉1623番地5																																								
かすみがうら市立下稲吉東小学校	かすみがうら市下稲吉2286番地																																								
かすみがうら市立霞ヶ浦中学校	かすみがうら市深谷3398番地2																																								
かすみがうら市立千代田中学校	かすみがうら市上佐谷990番地																																								
かすみがうら市立下稲吉中学校	かすみがうら市下稲吉2273番地2																																								
名称	位置																																								
かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校	かすみがうら市深谷3660番地1																																								
かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校	かすみがうら市下軽部1232番地																																								
かすみがうら市立下稲吉小学校	かすみがうら市下稲吉1623番地5																																								
かすみがうら市立下稲吉東小学校	かすみがうら市下稲吉2286番地																																								
かすみがうら市立霞ヶ浦中学校	かすみがうら市深谷3398番地2																																								
かすみがうら市立下稲吉中学校	かすみがうら市下稲吉2273番地2																																								
かすみがうら市立千代田義務教育学校	かすみがうら市上佐谷990番地																																								

かすみがうら市学区審議会条例 新旧対照表(第4条関係)

改正前	改正後
(設置) 第1条 かすみがうら市<u>小中学校</u>運営の<u>適正</u>を図るため、かすみがうら市学区審議会(以下「審議会」という。)を置く。	(設置) 第1条 かすみがうら市<u>立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「小中学校等」という。)</u>の運営の<u>適正化</u>を図るため、かすみがうら市学区審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(任務) 第2条 審議会は、かすみがうら市教育委員会(以下、「<u>教育委員会</u>」という。)の諮問に応じ、<u>かすみがうら市立小中学校</u>の学区に関する事項を審議して、教育委員会に答申する。	(任務) 第2条 審議会は、かすみがうら市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」という。)の諮問に応じ、<u>小中学校等</u>の学区に関する事項を審議して、教育委員会に答申する。
(組織) 第3条 審議会は、委員21人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。 (1) <u>小中学校</u> P T A 役員 (2) (略)	(組織) 第3条 審議会は、委員21人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。 (1) <u>小中学校等</u> P T A 役員 (2) (略)

かすみがうら市千代田B & G海洋センター設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第5条関係)

改正前					改正後						
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)						
千代田B＆G海洋センタープール使用料					千代田B＆G海洋センタープール使用料						
施設	時間区分	9：00	13：00	16：00	備考	施設	時間区分	9：00	13：00	16：00	備考
	使用区分	～12：00	～15：30	～18：30			使用区分	～12：00	～15：30	～18：30	
プー ル	<u>小学生・中学生</u>	50円	50円	50円	(略)	プー ル	<u>義務教育課程にある者</u>	50円	50円	50円	(略)
	高校生・大学生・一般	110円	110円	110円			高校生・大学生・一般	110円	110円	110円	

ロッカー 使用料	1回 10円	ロッカー 使用料	1回 10円
(略)		(略)	

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第6条関係)

改正前				改正後			
別表(第7条、第8条関係) かすみがうら市農村環境改善センター使用料 金表 単位：円				別表(第7条、第8条関係) かすみがうら市農村環境改善センター使用料 金表 単位：円			
区分		使用料 (一人あ たり)	備考	区分		使用料 (一人あ たり)	備考
宿泊	市内者	大 人 1,100 円、小人 550 円	小 人 は <u>中 学 生</u> まで	宿泊	市内者	大 人 1,100 円、小人 550 円	小 人 は <u>義 務 教 育 課 程 修 了</u> ま で
	市外者	大 人 1,650 円、小人 1,100 円			市外者	大 人 1,650 円、小人 1,100 円	
浴室		大 人 220 円、 小 人 110 円		浴室		大 人 220 円、 小 人 110 円	

かすみがうら市放課後児童クラブ条例 新旧対照表(第7条関係)

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、昼間、保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)のいない家庭の小学校児童を対象に行う放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の設	(目的) 第1条 この条例は、昼間、保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)のいない家庭の小学校 <u>又は義務教育学校前期課程に在学する</u> 児童を対象に行う放課後児童クラ

置及び管理について必要な事項を定め、児童の健全育成を図ることを目的とする。	ブ(以下「児童クラブ」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、児童の健全育成を図ることを目的とする。
(対象児童) 第4条 児童クラブに入会することができる児童(以下「対象児童」という。)は、原則として本市が設置する小学校に在学する児童で、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより放課後において保護者による保育を受けることができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者からも保育を受けることができないと認められる児童とする。 (1)～(3) (略)	(対象児童) 第4条 児童クラブに入会することができる児童(以下「対象児童」という。)は、原則として本市が設置する小学校<u>又は義務教育学校前期課程</u>に在学する児童で、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより放課後において保護者による保育を受けることができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者からも保育を受けることができないと認められる児童とする。 (1)～(3) (略)

かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第8条関係)

改正前					改正後				
別表(第 6 条及び第 11 条関係)					別表(第 6 条及び第 11 条関係)				
区分	入館料(1 人につき)				区分	入館料(1 人につき)			
	個人	団体 (20 人 以上)	歴史博物館と併 せて入館する者			個人	団体 (20 人 以上)	歴史博物館と併 せて入館する者	
			個人	団体(20 人以上)				個人	団体(20 人以上)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>小学 生・中 学生</u>	160 円	110 円	130 円	80 円	<u>義務教 育課程 にある 者</u>	160 円	110 円	130 円	80 円
					<u>備考 未就学児は無料とする。</u>				

かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第9条関係)

改正前	改正後
別表(第9条関係) トレーニング室使用料	別表(第9条関係) トレーニング室使用料

使用区分	使用料	使用区分	使用料
市内居住者で 65 歳以上・ 中学生以下 の者及び身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を有する者等	無料	市内居住者で 65 歳以上・ 義務教育課程修了前 の者及び身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を有する者等	無料
(略)		(略)	
浴室使用料		浴室使用料	
使用区分	使用料	使用区分	使用料
市内居住者で 65 歳以上・ 中学生以下 の者及び身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を有する者等	無料	市内居住者で 65 歳以上・ 義務教育課程修了前 の者及び身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を有する者等	無料
(略)		(略)	
(略)		(略)	

かすみがうら市暴力団排除条例 新旧対照表(第 10 条関係)

改正前	改正後
(青少年に対する教育等のための措置) 第11条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。)において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。 2 (略)	(青少年に対する教育等のための措置) 第11条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校 及び義務教育学校後期課程 をいう。)において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。 2 (略)

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第 11 条関係)

改正前	改正後
(一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、<u>小学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する「地域子ども・子育て支援事業」をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 (略)	(一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、<u>小学校等(小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部をいう。第11条及び第27条第3項において同じ。)</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する「地域子ども・子育て支援事業」をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 (略)
(小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、<u>小学校</u>における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他<u>小学校</u>、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	(小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、<u>小学校等</u>における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他<u>小学校等</u>、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
(秘密保持等) 第27条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設は、<u>小学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当	(秘密保持等) 第27条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設は、<u>小学校等</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によ

該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	り当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。
---	---

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第12条関係)

改正前	改正後
(放課後児童健全育成事業の一般原則) 第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校に就学</u>している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2～5 (略)	(放課後児童健全育成事業の一般原則) 第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校又は義務教育学校前期課程に在学</u>している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2～5 (略)
(開所時間及び日数) 第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数につい	(開所時間及び日数) 第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校<u>又は義務教育学校</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (1) 小学校<u>又は義務教育学校</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) 小学校<u>又は義務教育学校</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数につい

て、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	て、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校 <u>又は義務教育学校</u> の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
(関係機関との連携) 第20条 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設、利用者の通学する <u>小学校等関係機関</u> と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	(関係機関との連携) 第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する <u>小学校等関係機関</u> と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第13条関係)

改正前	改正後
別表(第12条関係) (略) 備考 1 (略) 2 「小人」とは、 <u>小学生以下</u> の者をいう。 3 (略)	別表(第12条関係) (略) 備考 1 (略) 2 「小人」とは、 <u>小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部課程修了前</u> の者をいう。 3 (略)

かすみがうら市いじめ防止等に関する条例 新旧対照表(第14条関係)

改正前	改正後
(定義) 第2条 (略) (1)及び(2) (略) (3) 市立学校 かすみがうら市立学校設置条例(平成17年かすみがうら市条例第73号)第1条の規定に基づき設置された小学校 <u>及び中学校</u> をいう。 (4)～(7) (略)	(定義) 第2条 (略) (1)及び(2) (略) (3) 市立学校 かすみがうら市立学校設置条例(平成17年かすみがうら市条例第73号)第1条の規定に基づき設置された小学校、 <u>中学校及び義務教育学校</u> をいう。 (4)～(7) (略)

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第15条関係)

改正前	改正後
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)

区分	入館料(1人につき)			
	個人	団体 (20人以上)	水族館と併せて入館する者	
			個人	団体 (20人以上)
一般	220円	160円	170円	130円
<u>小学生・中学生</u>	110円	50円	80円	40円

区分	入館料(1人につき)			
	個人	団体 (20人以上)	水族館と併せて入館する者	
			個人	団体 (20人以上)
一般	220円	160円	170円	130円
<u>義務教育課程にある者</u>	110円	50円	80円	40円

備考 未就学児は無料とする。

かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第16条関係)

改正前	改正後
(業務) 第3条 (略) 2 講堂の業務は、<u>千代田中地区公民館長及び千代田中地区公民館</u>職員がこれにあたる。	(業務) 第3条 (略) 2 講堂の業務は、<u>千代田公民館に勤務する</u>職員がこれにあたる。

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(第17条関係)

改正前	改正後
(使用料の減免) 第4条 (略) (1) (略) ア～ウ (略) エ 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が、教育を目的として利用するとき (2) (略) ア (略) イ 市外の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校<u>又は高等学校</u>が、	(使用料の減免) 第4条 (略) (1) (略) ア～ウ (略) エ 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>又は高等学校が、教育を目的として利用するとき (2) (略) ア (略) イ 市外の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、<u>義務教育学校、</u>

教育を目的として利用するとき 2～4 （略）	<u>高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</u>が、教育を目的として利用するとき 2～4 （略）
--------------------------------------	---